

京都大学複合原子力科学研究所新試験研究炉開発・利用センター内規

(令和3年4月12日協議員会制定)

(令和6年3月11日協議員会制定)

第1条 複合原子力科学研究所において、もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉における研究開発や利用を推進するために、新試験研究炉開発・利用センター（以下「センター」という。）を置く。

第2条 センターに、センター長及びセンター員を置き、複合原子力科学研究所協議員会（以下「協議員会」という）の議を経て、所長が任命（再任を含む）する。なお、センター長及びセンター員の任期は、所長が定めるものとする。

2 センター長は、センター員のうちから副センター長を1名以上指名することができる。

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第3条 センターに、次に掲げるグループを置き、センター員は、いずれかのグループに属するものとする。

実験装置検討グループ

運営体制検討グループ

2 前項に定めるグループは、協議員会の議を経て、追加、統廃合及び名称変更をすることができる。

第4条 センターに、センターの活動を統括するとともに、連絡・調整等の窓口として対外的な折衝・交渉を行うため、センター運営本部を置く。

2 センター運営本部は、センター長が本部長を、副センター長が副本部長を務めるものとし、必要に応じてセンター長はセンター員のうちから、本部員を指名する。

3 複合原子力科学研究所 新試験研究炉産学共同研究部門は、センター運営本部の活動を補助する。

第5条 この内規に定めるもののほか、センターの運営その他に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年5月1日から施行する。